

【打合せのときにご用意頂きたい書類について】

注意事項

- 優先順位 1. **赤字**のものは、お手元にある場合にご用意下さい。
こちらの書類は「**認可申請まで**」に必要な書類です。
- 優先順位 2. **青字**のものは、お手元にある場合にご用意下さい。
こちらの書類は「**遅くとも合併手続終了の届出まで**」に必要な書類です。
- 優先順位 3. **黒字**のものは、お手元にある場合にご用意下さい。
こちらの書類は参考書類ですので、**なくても構いません**。

用語の説明

合併とは

消滅会社の一切の権利義務を存続会社又は新設会社に承継させる手続きで、消滅会社の運送事業の許可も存続会社又は新設会社に承継させることができます。合併には吸収合併と新設合併の2種類がありますが、いずれにおいても消滅会社は合併により解散して消滅します。

存続会社とは

合併により消滅会社の一切の権利義務を承継する会社のことです。

消滅会社とは

合併により存続会社に吸収されて消滅する会社のことです。

権利義務とは

資産や負債などの財産上の権利義務のほか、雇用関係に関する権利義務などがあります。

効力発生日とは

合併の効果として、消滅会社が消滅し、存続会社に消滅会社の一切の権利義務が承継される日のことです。吸収合併においては、合併契約の中で効力発生日を決定します。合併の登記は効力発生日以後となります。

存続会社名 _____

消滅会社名 _____

* 存続会社が一般貨物の許可を有しており、消滅会社が一般貨物の許可を有していない場合の合併は、認可を受ける必要はありません。

* 有限会社は存続会社になることができません。

1. 合併当事者関係

✓	No.	書類の内容
	①	消滅会社の一般貨物の許可、認可等に関する申請書類の控え一式
	②	合併契約書(案)のコピー

* ②合併契約書(案)は登記を申請する司法書士に作成していただいている場合など、お手元にある場合のみご用意下さい。

2. 不動産関係（営業所、休憩・睡眠施設、自動車車庫）

✓	No.	書類の内容
	③	合併後、存続会社の営業所、休憩・睡眠施設として使用する建物が賃借の場合は賃貸借契約書のコピー
	④	合併後、存続会社の自動車車庫として使用する土地が賃借の場合は賃貸借契約書のコピー
	⑤	③の建物に関する図面、④の土地の測量に関する図面

* 自社所有の場合及び役員の方の自己所有の場合は、法務局で登記事項証明書を取得して所有の事実を確認できますので、③④のような書類をご用意いただく必要はありません。

* ③④は、消滅会社が運送事業の営業所、休憩・睡眠施設、自動車車庫を賃借していた場合の賃貸借契約書が該当します。合併により、消滅会社のこれらの賃借権は存続会社に移転しますが、消滅会社の賃貸借契約の内容によっては、賃貸人の承諾が必要となる場合があります。

3. 事業用自動車関係

✓	No.	書類の内容
	⑥	消滅会社が使用している事業用自動車の車検証のコピー
	⑦	消滅会社が使用している事業用自動車リースの場合はリース契約書のコピー
	⑧	消滅会社が使用している事業用自動車賃借の場合は賃貸借契約書のコピー
	⑨	分割払いで購入している場合は売買契約書のコピーと支払計画書等のコピー

4. 運転者関係

✓	No.	書類の内容
	⑩	合併後、存続会社の運転者に選任予定の方の運転免許証のコピー

5. 運行管理者関係

✓	No.	書類の内容
	⑪	合併後、存続会社の運行管理者に選任予定の方の運行管理者資格者証のコピー
	⑫	合併後、存続会社の補助者を選任する場合は補助者に選任予定の方の運行管理者の資格者証のコピー又は基礎講習の修了日がわかるもののコピー

6. 整備管理者関係

✓	No.	書類の内容
	⑬	合併後、存続会社の整備管理者に選任予定の方が自動車整備士技能試験に合格している方であれば合格証のコピー
	⑭	合併後、存続会社の整備管理者に選任予定の方が⑬以外の場合は、実務経験の期間がわかる履歴書のコピー

7. 社会保険・労働保険関係

✓	No.	書類の内容
	⑮	合併後、存続会社の役員、運転者に選任予定の方、運行管理者に選任予定の方（及びその補助者）、整備管理者に選任予定の方（及びその補助者）の健康保険証のコピー、雇用保険被保険者証のコピー（健康保険、雇用保険等のお手続きは合併の登記後にしていただくことになります。）
	⑯	存続会社の労働保険の保険関係成立届（受付印のあるもの）のコピー又は労働保険料概算確定申告書のコピー

8. 資金関係

✓	No.	書類の内容
	⑰	直近の確定申告書一式
	⑱	直近6カ月の貸金台帳その他運送事業に携わる役員、労働者の報酬、賃金・賞与等の支払額が分かる書類

9. その他

✓	No.	書類の内容
	⑲	存続会社の定款のコピー
	⑳	存続会社の役員の履歴書のコピー

書類は種類が多く、また説明を要するものもございますので、徐々に書類を揃えていただければ結構です。とりあえずご用意できそうな書類から用意を始めてみて下さい。

また、ここに記載のない書類についても、今後ご用意をお願いする書類がございますが、それらについては手続きの進捗状況に応じて、個別にご案内致しますので宜しくお願い致します。